令和８年度 第２回大山崎町社会教育委員会議（報告）

Ⅰ　日　　時　：　令和８年８月 25 日(火)　午後３時 00 分～同４時 30 分
Ⅱ　場　　所　：　大山崎町役場　３階　中会議室
Ⅲ　出 席 者　：　17 名
　　○　出席委員（６名）
　　○　事務局（11 名）
Ⅳ　会議名　　：　令和８年度第２回大山崎町社会教育委員会議
Ⅴ　内　容　　：　以下のとおり

【要点】
２件の議題（(1) 令和８年度生涯学習課関係事業報告について、(2) 令和８年度社会教育委員会議関係事業報告について）について、審議のうえ、いずれも承認された。
また、事務局から５件の報告を行った。
なお、傍聴希望者はなかった。

１　開　会　　事務局

２　教育長あいさつ

３　委員長あいさつ

※　大山崎町社会教育委員会議運営規則による会議成立の宣言（定足数を満たす６名の委員の出席を確認）

４　議題

※　以降の進行は委員長が担当

(1) 令和８年度生涯学習課関係事業報告について　　事務局
事務局から令和８年度（４月１日～８月 15 日）の生涯学習関係事業実績について報告

＊質疑応答

＜桂川河川敷公園について＞
委員
桂川河川敷公園の野球場は平日であっても設置されており、利用にあたっては予約

が必須であるため、一般の子どもが自由に遊べるような場所にはなっておりません。
利用実績を見ると、多い月でも月間の利用数は 10 件程度にとどまっております。つまり、土曜日・日曜日にそれぞれ１件ずつ利用があり、それに加えて月２件程度の利用があるという計算になります。おそらく大会などの催事による利用が主であると考えられます。
したがって、平日はもとより、野球関係者以外の一般の子どもは土曜日・日曜日も利用できていないと考えられます。同公園内のテニスコートについても同様の状況です。
この点を考慮しますと、同公園の存立意義が実質的に野球用グラウンドになっているのではないかという印象を受けます。国道を渡らなければアクセスできない公園であるため、安全面への配慮や「行ってみたい」と思えるような魅力づくりが必要であると考えます。現状におきましては、「野球を行う親子や自転車で自力で来られる方に向けた公園」という立ち位置になってしまっており、本来の意味での「自由に利用できる公園」とは言い難い状況にあるのではないかと存じます。
この点について、改善の余地があるのではないかと考えております。淀川河川公園とは管理体制や位置づけも異なるかと存じますので、再考していただけないでしょうか。

事務局
今年度、町として予算を計上し、該当箇所の有効活用に向けた検討を建設課にて開始したところでございます。現時点では具体的な形状や方向性をお示しできる段階ではございませんが、町としましては、より魅力ある空間にしていくべく、検討を進めていくという意向でございます。

事務局
桂川河川敷公園の利用実績についてですが、予約がされていても天候不順により使用できなかった場合については利用件数に含まれません。土曜日・日曜日につきましてはほとんど予約で埋まっている状態ではございますが、天候不順により利用できなかったケースが含まれているため、件数が少ないように見える点につきましてはご理解いただけますと幸いです。

委員
また、ルールに反した形で同公園を使用している方を見ることもあります。大型犬を連れた人が 20 人ほど集まり、ドッグランをしている様子を目にしたことがありました。

＜部活動の地域移行について＞
委員
部活動の地域移行や今後のあり方について、町としての見解をお伺いしたいです。

長岡京市などの近隣自治体の動向に合わせるのか、あるいは町独自の体制を構築されるのか、京都市の事例を参考にされるのかなど、町の方針や取組がございましたらお聞かせください。

事務局

部活動の地域移行につきましては、誠に恐縮ながら現時点では検討段階にあり、具体的に決定した内容をお示しできる状況にはございません。

進め方につきましては、非常に難易度の高い課題であると認識しております。スポーツ系・文化系ともに様々な部活動が存在いたしますが、それらを受け止めていただく地域の団体等の受け皿の確保につきましては、本町の限られた町域では容易ではないという実情がございます。もちろん、一定の受け皿となり得る協会や団体等の想定は可能でございますが、すべての部活動を円滑に地域へ移行する体制を急速に整えることは困難であると考えております。どのような手法が最適であるか、引き続き慎重に検討を重ねている段階でございます。

委員

文部科学省など国の方針として、「いつまでに体制を決定・移行すべき」といった達成期限や目安は示されているのでしょうか。

事務局

国からは一定の指針が示されておりますが、基本的には「努力義務」という位置づけでございます。

事務局

地域の状況や実情に応じて、移行時期に幅を持たせることは認められている状況でございます。

＜学校施設の地域での活用方法について＞

委員

去る８月 22 日、PTA の全国研修大会が開催され、参加者より報告を受けました。天理市の並河市長の話によると、同市における取り組みとして、学校教育、社会教育、そして地域づくりを包括的に捉えて展開されているとのことでした。

具体的な体制としては、教職員、スクールカウンセラー等の心理専門職、さらには社会教育関係者によるチームを編成し、公民館活動も含めた連携を図っているとのことです。学校施設の公民館的利用や、その管理主体を誰が担うべきかといった点も論点となっております。

町の実情におきましては、学校施設の管理は校長や教頭が担っており、その管理責任の所在ゆえに、土曜日・日曜日等の休日における施設利用（有効活用）のハードル

が非常に高いという課題がございます。
　一方で、学校という空間は非常に高い価値を有しています。様々な設備や空間を備えており、人々が集いやすいという特性も持ち合わせています。したがって、地域の共有財産として学校施設の有効活用に関する仕組みを整備することができれば、我が子が卒業した後であっても、地域住民が親しみを持てる拠点になり得るのではないかと考えております。
　そうした観点からも、学校の運営手法、並びに公民館、学校、社会教育といった各領域のあり方について、先進自治体や他の教育委員会の事例を参考にしながら学びを深めていくことが有益ではないかと感じた次第です。報告を受けた感想としてお伝えいたしました。

委員
　ご報告ありがとうございました。ご指摘いただいた件につきましては、今後取り組むべき課題が数多く存在するものと感じています。引き続き継続的にご検討をいただけますと幸いです。

＜ときめきチャレンジ推進事業における野球体験教室について＞
委員
　ときめきチャレンジ推進事業における野球体験教室について共有します。
　当日はあいにくの降雨となったため、体育館での開催となりました。本来予定していた屋外での本格的な野球体験は実施できず、柔らかいボールを使用するなどの工夫を行って実施されました。
　現在、スポーツ少年団野球チームにおいても団員の獲得に苦慮している状況にありますが、今回の体験教室への参加がきっかけとなり、来月から入団する旨を表明してくれた方もいました。当日の団員たちも意欲的に取り組み、非常に有意義な時間であったと感じています。
　なお、現在町には２つのスポーツ少年団野球チームが存在しますが、保護者の方々からは「そのようなチームが存在すること自体を知らなかった」というお声もあります。私の長男の際は、スポーツ少年団の一覧等を提示され、様々な活動を体験できる機会が設けられておりました。保護者側も町内のチーム情報を把握することができ、子ども自身も複数の体験を通じて自分に合ったチームを選択して入団するというプロセスを経ることができました。
　今後におきましても、子どもたちや保護者が地域の様々な活動や団体と触れ合える機会が数多く設定されると大変ありがたく存じます。

事務局
　スポーツ少年団の一覧については、数年前の社会教育委員会議におきましても同様のご意見を頂戴しております。それを受けまして、各チームに対してホームページ等

への情報掲載の可否について意向をうかがいました。
しかしながら、結果といたしましては、ほとんどの団体から掲載を辞退したい旨の回答が寄せられました。理由といたしましては、代表者名はともかく、電話番号やメールアドレス等の連絡先が公表されることに対する忌避感が強く、掲載は受け入れられないというものでした。
問い合わせ先をすべて教育委員会に集約することも提案しましたが、難色を示される団体が多く、現在検討が中断している状況でございます。
ただ、先ほどのご意見や、スポーツ協会等でどのような取り扱いがなされているかといった点も含め、ホームページ等への掲載について検討を進めてまいりたいと考えております。可能な限り情報発信の機会を増やし、どのようなチームが存在するのかわかるように、チーム名程度の周知は行えるよう検討してまいります。

事務局
また、ときめきチャレンジ推進事業に関しまして、今回は野球でしたが、昨年度は剣道などを実施いたしました。今後もスポーツ関連の各種行事を本事業の中で積極的に取り入れてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員
「このような活動が行われている」という事実が周知されるだけでも、意義があるかと存じます。連絡先が分かれば、問い合わせ等の次の行動へ繋げることが可能となりますが、団体の代表者が自身の連絡先を外部へ公開することに対する抵抗感があるのも非常に理解できるところです。

＜歴史資料館の連続講演会について＞
委員
私自身も 1 回参加しましたが、大変多くの参加者で賑わっておりました。開始 50 分前の段階で既に会場が満席に近い状態となっており、非常な盛況ぶりであったことが印象に残っております。内容も大変興味深く、素晴らしい取り組みであると感じました。

◎各委員が承認

(2) 令和８年度社会教育委員会議関係事業報告について　　事務局
事務局から令和８年度（４月１日～８月 15 日）社会教育委員会議関係事業の事業実績について報告

＊質疑応答

＜乙訓社会教育委員等連絡協議会総会・研修会について＞

委員

研修会に参加した感想を述べさせていただきます。

箏が伝統的な楽器であるということは知っておりましたが、実際に目の前で拝見し、触れたのは今回が初めてでした。非常にシンプルな構造でありながら、その構造とあの音色がどのように結びついているのか大変興味深く、実物を間近で拝見でき、率直に感銘を受けました。

また、講師を務められた方が長年にわたり箏に携わられているだけでなく、国際的な交流活動にまで幅広く展開されているというお話を伺い、その活動の広がりに大変驚かされました。

このような伝統楽器を大切にし、後継者を育成していくためには、様々な面で活動されている方々に引き続きご尽力いただく必要があると考えます。

委員

私も当日参加しました。初めて触れる楽器でございましたが、曲が弾けるようになり、大変有意義でした。

また、講師は、放課後マイプレイスでも毎月箏・尺八体験のレクリエーションを実施されております。レクリエーションの講師の方が、児童の通学時の交通安全のために街頭に立たれている際に、「マイプレイスで子どもたちが大変喜んでいました」とお声がけくださったこともありました。そうした場面を通じて、社会教育と学校教育が良好に繋がっていることを強く実感いたしました。

長岡京市でもこちらの講師にお世話になっていた児童がいると聞き、市町村の枠組みを超えて生涯学習や伝統文化が広がっていることを深く感じた次第です。

委員

私も参加しました。中学校の音楽教育においても日本の伝統音楽を学ぶ一環として、和太鼓、箏、三味線などが必修化されております。どの題材を選択するかは音楽担当教員の裁量となりますが、教材等の準備に費用がかかる点や、箏や三味線などは弦が切れた際のメンテナンス等で専門の業者に委託する必要があるなど、維持管理の面で課題も多く、中学校等で教えるにはハードルが高いという現状がございます。

そうした意味におきましては、小学生のような少人数のクラスなどで体験の機会を増やしていくことが、「やったことがある」という体験から日本文化への親しみや理解を深めることに繋がるのではないかと感じました。

また、講師が実施されている教室では、当日配布されたチラシにもありましたように、子どもたちに向けた三味線教室の企画などもされているとのことでした。大山崎町において、このように素晴らしい活動を展開されている指導者の方がいらっしゃるということは、町としても誇るべきことであると実感いたしました。

委員

乙訓社会教育委員等連絡協議会の総会・研修会につきましては、今年度は大山崎町が担当町となっておりました。準備にあたられた事務局および関係者の皆様には大変お世話になりました。心より御礼申し上げます。

◎各委員が承認

＊その他質疑応答

＜ときめきチャレンジ推進事業について＞

委員

今後、社会教育委員の全国大会や研究会など、地域を離れた他自治体との交流の場において、公民館や学校教育などとの連携・協力事例について議論される機会が多くございます。

そのなかで常々気になっておりますのが、ときめきチャレンジ推進事業についてです。ときめきチャレンジ推進委員の方から、イベント参加のお誘いをいただくこともあるのですが、実施日が週末で日程が合わず、なかなか現地へ伺えておりません。

資料を拝見しますと、ときめきチャレンジ推進委員やスポーツ推進委員などと、私たち社会教育委員が、普段どのような活動をしているのかについて、相互に交流・情報共有を行う必要性を強く感じております。各推進委員の活動の実態を把握していなければ、研究大会等の場におきましても、自信を持って「このような取り組みを行っている」、「このようなメンバーが活動している」といった発信が十分にできません。

社会教育委員がイベント当日に参加できない場合であっても、年に 1 回でも活動報告を伺う機会や、交流を図る機会、あるいは教育委員の方々と意見交換ができる場があれば、より一層自信を持って外部へ発信できるのではないかと考えております。

私自身も学びを深めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

ときめきチャレンジ推進事業につきまして、年間 10 回ほど活動を行っており、その事前準備として、ときめきチャレンジ推進事業運営委員会を月 1 回程度実施し、次回の活動内容や実施方法についての協議を行っております。

運営委員会は平日の夜間に実施しておりますので、ご都合がつくようでしたらご見学いただければと存じます。事務局である生涯学習課にお問い合わせいただければ、直近の日程等をご案内いたします。今後の周知の方法も含めて検討してまいります。よろしくお願いいたします。

委員

ありがとうございます。ときめきチャレンジ推進委員につきましても、スタッフの

高齢化に伴い、新たな人材を受け入れたいといったお話も伺っております。

＜民間放課後児童クラブについて＞

委員

民間の放課後児童クラブ（学童保育）を運営している立場から、この夏休みの取り組みについて簡潔にご報告と共有をさせていただきます。

放課後児童クラブｙａｂｕｃｏｇｉでは、普段は大山崎小学校の１年生～４年生の児童 27 名が利用しております。夏休み期間中は、子どもの居場所の確保や保護者の就労支援の観点から、夏期限定の預かり枠を設定し、他市町村の児童も受け入れております。自前の施設のみでは収容しきれないため、ふるさとセンターをお借りし、2 拠点で運営を行いました。その結果、27 名に 37 名が加わり、計 64 名の児童をお預かりいたしました。

スタッフの不足分につきましては、地域の大学生や教育・児童福祉に関心のある学生に声をかけ、アルバイトとして関わっていただきました。高校生や大学生にとっても貴重な経験の場となり、地域の方々とのつながりを深める良い機会になったと考えております。

夏休みにおける子どもの居場所の問題は非常に大きな課題であり、あわせて多忙な保護者のお弁当作りの負担も顕在化しております。そこで今回、安価でお弁当を提供する取り組みとして、自主資金を充当し、配送業者のご協力のもと、お弁当代の費用の一部（例えば 600 円のお弁当に対し 200 円、300 円のものに対し 100 円）を事業者側で負担しました。その結果、非常に高い利用率となりました。

この取り組みを通じて、2 つの重要な気づきがございました。

第 1 に、夏休み期間中の子どもの居場所づくりは、町全体で取り組むべき課題であるということです。町立の学童保育が定員に達している中、民間の取り組みを単なる個別の活動とするのか、町と協働した事業として位置づけるのか、また民間の取組の方向性や目的を共有できる場が必要であると感じております。

第 2 に、お弁当の助成の取り組みが、保護者の負担軽減、子どもの楽しみの創出、さらには町内の事業者の活用という、関わる全員にメリットをもたらす仕組みになり得るということです。

私たちが得た知見をお示しすることで、今後の町の事業展開にも貢献できるのではないかと考えております。大山崎町は交通の利便性が良く、高槻市、大阪市内、宇治市、京都市など多様な地域から子どもたちが集まり、共に遊ぶ中で成長することができます。町の魅力を生かした居場所をつくっていけるよう、意見交換ができる場を設けていただけますと幸いです。

事務局

夏休み期間中の子どもの居場所の確保につきましては、重要な課題であると認識しております。ｙａｂｕｃｏｇｉ様におかれましては、多数の児童の保育をしていただ

き、またお弁当の助成など保護者負担の軽減にもご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

町におきましても、放課後マイプレイスでは夏休み期間中は午前9時から午後5時まで開設し、居場所の提供に努めております。利用状況としては、1日あたり大山崎小学校で10名程度、第二大山崎小学校で20名程度の利用がございました。

今後におきましても、民間の放課後児童クラブを含めた関係機関と情報共有を図りながら、課題解決に向けた連携を深めてまいりたいと考えております。なお、子ども食堂や配食サービス等の支援につきましては、福祉課等の関係部署との連携も必要となりますので、いただいたご意見を踏まえ、庁内での検討を進めてまいります。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

＜放課後マイプレイスの夏休み期間中の利用について＞

委員

放課後マイプレイスについて、夏休み期間中でも思い立った際に気軽に利用できる点が非常に魅力的であると感じております。事前の利用申し込みも不要で、児童が友達同士で約束をして自分の通う学校へ行き、利用できるという仕組みは大変ありがたいものです。

一方で、現状のルールでは一度昼食のために帰宅しなければならないという課題がございます。夏場の猛暑の中、午前中にマイプレイスで宿題や遊びをした後、昼食のために一度帰宅し、午後に再度通所するというのは児童にとって負担が大きいものです。

様々な事情や課題があって現在のルールになっているものとお察しいたしますが、仮にお弁当を持参して現地で昼食を摂ることができるようになれば、利用する児童が増え、助かる家庭も増えるのではないかと考えております。

事務局

ご意見ありがとうございます。放課後マイプレイスは令和６年に開設し、約２年半が経過いたしました。開設当初、学校側と協議や調整を重ねる中で、教室での昼食の摂取は見送ることとなった経緯がございます。

一方で、猛暑の中で一度帰宅し、再度通所する児童の負担につきましては、ご指摘の通り課題であると認識しております。どこまで対応が可能かは精査が必要となりますが、改めて検討を行ってまいりたいと存じます。

※　以降の進行は事務局が担当

５　その他　　事務局

事務局から次の５件について報告

① 町議会定例会（６月）における一般質問・答弁について（生涯学習課関係）

② 町民体育祭の開催について
③ 「全国社会教育研究大会大阪大会」の案内について
④ 京都府教育委員会資料「社会教育を推進するために」について
⑤ 「京都府社会教育委員連絡協議会総会」の書面会議の回答について

６　閉　会